

岐阜県消費生活相談員就業希望者登録名簿登録実施要領

（目的）

第1条 この要領は、市町村における消費生活相談員（以下「相談員」という。）の人材確保を支援するため、県が行う相談員への就業を希望する人材の把握、登録及び人材情報提供等について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 相談員への就業を希望する人材の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
- （2）消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの少なくともいずれか一つの資格保有者

（収集）

第3条 県は、前条に該当する者のうち登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）から、登録票（様式1）により人材情報の登録と提供等の同意を得て、情報を収集する。

- 2 前項の収集方法は、県からの登録依頼又はインターネット等県の募集に対する申し込みによるものとする。

（名簿登録）

第4条 県は、登録希望者から情報収集を行ったときは、その内容を審査し、適当と認められる者を登録する。

- 2 第1条及び第3条並び前項の登録は、岐阜県消費生活相談員就業希望者登録名簿（様式2）（以下「登録名簿」という。）への登載をもって行う。

（情報の管理）

第5条 県は、第3条の収集及び前条の登録に当たっては、登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）に関する情報を適切に管理しなければならない。

- 2 県は、登録名簿に記載された事項に変更が生じた旨情報を得たときは、当該登録事項を変更するものとする。

（登録期間）

第6条 県は、次の各号に該当する場合には、登録者の情報を登録名簿から削除する。

- （1）登録者から登録について削除の要請があった場合
- （2）県が削除が適当と認めた場合

(名簿の活用)

第7条 県は、県内市町村における相談員の新規雇用に係る候補者として、市町村からの提供依頼に基づき、登録名簿を提供する。

2 市町村は、前項により登録名簿の提供依頼をする場合、県に対して、新規雇用に関する募集情報（様式3）を提出するものとする。

3 市町村は、人材情報を利用するときは適正に取り扱わなければならない。

(登録者への情報の提供)

第8条 県は、登録者に対して必要に応じ、次の情報提供を行う。

(1) 県内市町村等の相談員募集に関する情報

(2) 消費生活に関する講座、研修の案内

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年10月6日から実施する。

この要領は、平成25年 4月1日から実施する。

この要領は、平成28年 4月1日から実施する。

この要領は、平成29年 4月1日から実施する。

この要領は、令和 7年 4月1日から実施する。